

(別表)

ケアハウス豊寿 利用料金表

平成30年8月1日現在

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共同生活室光熱水費	利用料合計(5～9月)	利用料合計(10～4月) ※暖房費加算8100円を含む
1 1,500,000 以下	10,000	43,700	36,000	6,000	95,700	103,800
2 1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	43,700	36,000	6,000	98,700	106,800
3 1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	43,700	36,000	6,000	101,700	109,800
4 1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	43,700	36,000	6,000	104,700	112,800
5 1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	43,700	36,000	6,000	107,700	115,800
6 1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	43,700	36,000	6,000	110,700	118,800
7 2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	43,700	36,000	6,000	115,700	123,800
8 2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	43,700	36,000	6,000	120,700	128,800
9 2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	43,700	36,000	6,000	125,700	133,800
10 2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	43,700	36,000	6,000	130,700	138,800
11 2,400,001 ～ 2,500,000	50,000	43,700	36,000	6,000	135,700	143,800
12 2,500,001 ～ 2,600,000	57,000	43,700	36,000	6,000	142,700	150,800
13 2,600,001 ～ 2,700,000	64,000	43,700	36,000	6,000	149,700	157,800
14 2,700,001 ～ 2,800,000	全額(70,000)	43,700	36,000	6,000	155,700	163,800
15 2,800,001 ～ 2,900,000						
16 2,900,001 ～ 3,000,000						
17 3,000,001 ～ 3,100,000						
18 3,100,001 以上						

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、今年度の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は70,000円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に適用いたします。

なお、上記居室をご利用される場合の居住に要する費用は39,000円となっております。